

【改定内容】※変更箇所抜粋

改定箇所		改定前	改定後
《ほくぎんダイレクトA》 ご利用規定	26. 電子交付サービス	2) 電子交付サービスを利用するには、当行所定の方法により <u>利用登録が</u> 必要です。なお、電子交付サービスを解約し、紙媒体での交付に変更 する場合は、当行所定の方法で届け出るものとします。	2) 電子交付サービスは、当行所定の方法により <u>本サービスの利用登録が</u> <u>完了した段階ですべての電子交付対象書類について一律で付帯させ</u> <u>ていただきます（ただし、当行所定の条件を満たした場合を除きま</u> <u>す）。</u> なお、電子交付サービスから紙媒体での交付に変更する場合 は、当行所定の方法で届け出るものとします。